

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）（抄）

改正後	改正前
<p>(登録政治資金監査人に係る登録申請書)</p> <p>第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。</p> <p>一 本籍（外国人にあつては、<u>国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）</u>）の記載のある住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）</p> <p>二 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書</p> <p>三 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面</p> <p>2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。</p>	<p>(登録政治資金監査人に係る登録申請書)</p> <p>第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。</p> <p>一 <u>戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。）</u></p> <p>二 <u>住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）</u></p> <p>三 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書</p> <p>四 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面</p> <p>2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。</p>

※下線部分は改正部分